

平成20年度第12回庁議 会議録

[日 時] 平成21年2月13日（金） 午前8時30分～午前10時31分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

※福祉部は総括次長、議会事務局は議事課長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

(3) 平成21年度施政方針（案）について (企画部)

3 連絡事項

(1) 平成21年度定員適正化計画について (総務部)

(2) 新居浜市国際化基本計画（案）について (市民部)

(3) 新居浜市人権施策基本方針（案）について (市民部)

(4) 委員会・審議会等への女性の登用促進について (市民部)

(5) 予算特別委員会について (企画部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議は、前回の庁議に引き続き、平成21年度施政方針（案）、そして、市議会定例会提出議案が議案となっております。市議会定例会は例年より1週間早く開会され、また、予算特別委員会が3日間開かれる予定です。昨日から会派説明が始まっておりますが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 では、議事に入る。

市議会定例会提出議案について、議案に沿って、企画部、建設部と順番に説明をお願いする。

<別添資料、市議会定例会提出議案関係資料に沿って説明>

<企画部長>

議案第2号、議案第16号から第25号までの平成21年度当初予算、そして、議案第28号から第34号までの平成20年度補正予算について説明する。

まず、議案第2号、新居浜港務局定款の一部変更の承認について。本議案は、公益法人制度改革の中で民法が改正され、民法第68条が削除されたことに伴い、港務局の解散について定めている定款第29条第1項中の民法第68条関係の部分を削除するため、「民法（明治29年法律第89号）第68条第1項に定める理由によるほか、委員会」を、「委員会」に改めるものである。この定款の一部変更については、平成20年12月19日に行われた、第4回新居浜港務局委員会定例会において議決している。なお、変更前に引用していた改正前の民法第68条第1項に定める解散事由は4項目あったが、実質そのうち解散事由に該当するものは、「定款で定めた解散事由の発生」のみであり、「委員会の議決により港務局を存続する必要がないと認めたとき」以外に解散する事由がないという点は変更前後で変わりはない。議会の承認については、港湾法第6条第2項で、「定款又はその変更は、港務局を組織する地方公共団体の議会の承認を受けなければ、その効力を生じない。」と定められている。また、新居浜港務局定款第32条では「この定款を変更しようとするときは、委員会の議決により市長を経て議会の承認をうけなければならない。」と定められている。なお、この定款は、登記が行われた日から施行したいと考えている。

次に、議案第16号から議案第25号までの平成21年度当初予算議案について、お手元にお配りしている平成21年度当初予算案の概要に沿って、一括して説明する。

一般会計当初予算の規模は、401億4,384万1千円、対前年度比で、14億5,612万5千円、3.5%の減となっている。特別会計は、336億557万9千円で、対前年度比13億9,387万4千円、4.3%の増となっている。企業会計は後ほどご説明があろうかと思うが、33億9,711万2千円で、934万7千円、0.3%の減ということで、全会計では7,159万8千円の減、0.1%の減となっている。

次に、歳入についてである。まず、法人市民税が52.6%の減と、大幅な減額が見込まれている。このような中で、市税全体としても、20年度よりも7.2%減の179億700万円を見込んでおり、対前年度比では13億8,900万円の減となっている。地方交付税については、平成20年度の市税収入の大幅な減による基準財政収入額の減少、新たに設けられる見込みの地域雇用創出推進費などにより、対前年度比で17億4,900万円、76.7%の大幅な増となる40億3,000万円を見込んでいる。市債については、合併特例債や減収補てん債等の減少等により、対前年度比では6億4,290万円、12.9%減の43億2,600万円となっている。これにより、平成21年度末の市債残高は510億7,710万円（一般会計・特別会計の合計では88億5,559万4千円）で、20年度末の残高見込みと比較すると、1.4%の減となる。

次に、歳出についてである。性質別に整理をしているが、まず、人件費は、退職手当の減少等により、対前年度比4億5,963万5千円、5.6%減の77億1,281万7千円になっている。扶助費は、生活保護費が減少していること等により、対前年度比5,222万4千円、0.7%減の75億1,577万3千円。公債費は、補償金免除繰上償還の実施や、合併特例債の償還が本格

化することなどから2億1,149万8千円、3.5%の増となっている。これら人件費、扶助費、公債費を合わせた額の予算総額に占める割合を義務的経費比率と呼ばれているが、これについては、前年度と比較して、1.2%の減となっている。次に、普通建設事業については45億3万円で、対前年度比15.4%の減となっている。

一般会計の主要事業については、時間の都合で省略させていただく。

次に、経費別予算について、簡単にご説明する。まず、経常経費では、対前年度比4億9,567万8千円、1.7%減の283億6,120万7千円、構成比は70.6%となっている。施策費では、対前年度比1億3,973万円、1.9%減の72億5,260万4千円、構成比は18.1%となっている。公共事業では、対前年度比7億2,460万3千円、22.4%減の25億422万3千円、構成比は6.2%となっている。単独事業では、対前年度比9,428万6千円、4.5%減の19億9,580万7千円、構成比は5.0%となっている。

特別会計については、省略する。

次に、議案第28号から議案第34号までの平成20年度3月補正予算についてご説明する。これも、お配りしている平成20年度3月補正予算案の概要をご覧願いたい。

今回の補正は、一般会計では小・中学校耐震補強対策事業等の公共事業、企業立地促進対策費、生活路線維持運行対策費等の施策費並びに単独事業、経常経費の過不足について予算措置している。補正額は8,609万7千円の減で、補正後の予算総額を421億2,767万円とするものであり、前年度同期と比較すると、7億5,942万1千円、1.8%の減となっている。

次に、特別会計については、住宅新築資金等貸付事業特別会計など、6つ特別会計について補正措置をしており、一般会計と特別会計を合わせた補正額は1億4,440万7千円の減、補正後の予算総額は749億9,168万円で、対前年度同時比では134億828万2千円、15.2%の減となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業である。公共事業の小・中学校耐震補強対策事業については、入札減少金等により不要となった委託料、工事費を減額するものである。企業立地促進対策費については、平成20年度の奨励金交付対象事業及び奨励金交付予定額が確定したことにより、補助金を追加するものである。次に、生活路線維持運行対策費については、路線バスの運行実績がまとまり、補助金の額が確定したことにより、補助金を追加するものである。

特別会計の補正内容については、後ほど、お目通しをお願いする。

<建設部長>

議案第3号、第13号について説明する。

まず、議案第3号、市道路線の認定について。今回認定しようとする路線については、路線番号1009号の松神子三丁目5番線から1012号の庄内町一丁目12番線までの4路線である。この4路線については開発道路の寄付を受けたものであり、新規に認定して、市道に追加したいと考えている。なお、今回の市道路線の認定により、市道の総延長は約507キロメートルとなる。

次に、議案第13号、東予広域都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、東予広域都市計画区域の見直しにおいて、平成21年1月13日に東予広域都市計画区域が分割され、都市計画の名称が東予広域都市計画区域

から新居浜都市計画区域に変更されたことに伴い、事業の題名、第2条及び第7条の東予広域都市計画事業を新居浜都市計画事業に改めるものであります。なお、この条例は、公布の日から施行し、都市計画の変更の日の平成21年1月13日から適用いたしたいと考えている。

＜経済部長＞

議案第4号、第11号、第12号について説明する。

まず、議案第4号、土地改良事業の施行について。本議案については、農業用水の安定的確保及び堤体の決壊による被害防止のため、萩生字旦ノ上にある柳谷上池について、ため池等整備事業を実施するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。内容については、新居浜市内には、ため池が全体で67か所あり、農業用の重要な水源として活用されているところである。これまで、漏水等堤防の老朽化が進んでいるため池については、県営ため池等整備事業、市の団体営ため池等整備事業等により順次整備しているところである。今回事業を実施するため池は柳谷上池であるが、関係図面については、議案書に位置図等を添付しているのでご覧いただきたい。このため池は、受益面積5.0ヘクタール、関係農家戸数25戸となっており、下流域には多くの人家及び公共施設が存在している。このため、下流住民の不安解消、堤防浸食の防止、農業用水の安定的確保及び堤体の決壊による被害防止のため、団体営ため池等整備事業により平成21年度から23年度までの3か年で実施するものである。施工内容であるが、堤体は前刃金工法により、堤長40.5メートルを堤高5.2メートルに改修し、漏水を防止するとともに、法面の浸食防止のため、張りブロック205平方メートルを施工する。また、取水施設として、斜樋工8.6m及び底樋工21.1mもあわせて施工し、ため池の保全と維持管理の効率化を図ることとしている。概算事業費は4,568万円であり、平成21年度が508万円、22年度が3,552万円、23年度が508万円と想定している。また、財源内訳としては、国50%、県15%、市35%となっている。

次に、議案第11号、新居浜市中小企業融資審査委員会条例を廃止する条例の制定について。現在、市内中小企業者の資金繰りの安定化を図ることを目的として、市内金融機関、愛媛県信用保証協会と協定し、新居浜市中小企業振興資金等の融資制度を設けている。融資の審査・決定については、新居浜市中小企業融資審査委員会条例に基づき、定例の融資審査会を開催し、審査を行い、融資の可否を決定しているが、融資申し込みのタイミングによっては、融資実行まで時間を要する場合があり、金融機関、融資申込み者等から審査・決定の迅速化を求める要望が寄せられていた。また、昨今の金融不安、円高等の影響から、本市中小企業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しており、中小企業の資金繰り支援が求められている。こうした状況においては、如何にして、中小企業者の資金需要のタイミングに的確に応じることができるかが肝要となっている。また、現行の審査手順においても、融資審査会の委員である新居浜市、金融機関、愛媛県信用保証協会、新居浜商工会議所がそれぞれの立場で申し込み内容の調査・審査を行ったうえで、融資審査会に諮っていることから、融資審査会での審査は、形式的な申込み内容の確認にとどまっており、今後、迅速な審査を行うため、融資審査会を廃止する場合においても審査が不十分となるということはない。このようなことから現行の融資審査会に代わる方法として、新居浜市、金融機関、愛媛県信用保証協会、新居浜商工会議所の持ち回り稟議を持って融資を審査・決定することによって、中小企業者の

資金需要に迅速に対応することを可能とするため、新居浜市中小企業融資審査委員会条例を廃止しようとするものである。なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第12号、新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、民有地の取得を奨励措置の対象に加えることにより、民間遊休地への企業立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、提出するものである。企業立地促進条例に基づく用地取得奨励金については、現行では、市から工業用地を直接取得した場合にのみ適用しているが、今回、民有地を取得した場合においても適用し、民間遊休地への企業立地を促進しようとするものである。交付要件としては、準工業地域、工業地域、工業専用地域又は特定用途制限地域のうち産業居住地区の民有地を1,000平方メートル以上取得し、企業の立地をしたときに奨励金を交付しようとするものである。また、同一の土地について1回限りの適用としている。奨励金の額としては、市が評価した額、いわゆる固定資産税課税標準額の100分の30以内、限度額を3億円としようとするものである。なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

＜総務部長＞

議案第5号、第6号、第14号、第15号及び追加予定議案について説明する。

まず、議案第5号、新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。人事院の職員の勤務時間の改定に関する勧告に基づき、昨年12月に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、一般職の国家公務員の勤務時間が短縮された。本議案は、本市の一般職の職員の勤務時間等についても、国家公務員の勤務時間等の改定に準じて、一部改正を行おうとするものである。

まず、第1条新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正についてである。第2条第1項については、常勤職員の勤務時間を4週間を超えない期間につき1週間当たり「40時間」から「38時間45分」に短縮し、同条第3項、第4項及び第5項については、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び交替制等勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、それぞれ常勤職員の勤務時間の改定に準じて、所要の改正を行うものである。第3条第2項については、常勤職員の勤務時間の割振りを、1日につき「8時間」から「7時間45分」に短縮するとともに、短時間勤務職員の勤務時間の割振りについても所要の改正を行うものである。第5条については、週休日の振替等について、半日勤務時間の割振り変更を廃止し、4時間の勤務時間の割振りが可能となるよう改正するものである。第6条第1項については、1日の勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間は、少なくとも1時間を置くように改正するものである。

次に、第2条新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、勤務時間が短縮されることに伴い、育児短時間勤務をすることとなった特定任期付職員のうち交替制等勤務職員の給料月額について、所要の改正を行うものである。

次に、第3条新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、勤務時間が短縮されることに伴い、交替制等勤務職員の育児短時間勤務の勤務時間について所要の改正を行うものである。

次に、第4条新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正については、勤務時間が短縮されることに伴い、第5条第12項及び第5条の2において、短時間勤務職員のうち交替制等勤務職員の給

料月額について、第14条第2項において、短時間勤務職員の時間外勤務手当の支給について、それぞれ所要の改正を行うものである。

次に、第5条新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正については、「半日勤務時間の割振り変更」が「4時間の勤務時間の割振り変更」に改正されることに伴い、時間外勤務手当に関する規定について、所要の改正を行うものである。

なお、この条例は、国家公務員の勤務時間改正の実施に合わせ、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第6号、新居浜市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。現在、行政財産の目的外使用を許可する場合には、新居浜市公有財産規則第15条の規定により使用を許可し、使用料については本条例第2条の規定に基づき徴収しているが、自動販売機設置に係る使用料等については基準が明確ではなく、算定方法及び徴収方法が統一されていなかった。今回の改正は、自動販売機の設置に係る適正な使用料の算定方法を定めることによって、設置者の責任を明確にするとともに、全庁的な取扱いを統一しようとするものである。改正内容としては、使用料について規定している別表の規定を改めることにより、自動販売機を設置した場合における使用料を月単位で算定することとし、その使用料の額は、1台につき500円に月ごとの売上金額に10%以上で市長が別に定める率を乗じた額を加えた額とする。建物内への設置については、この算定額の5%の額を、当該算定額に加えることとする。なお、設置に係る光熱水費については、実費相当額を設置者から徴収することとして、毎月定められた期日までに、設置者からこれらの合計額を徴収することとしている。以上が本条例の主な改正内容であるが、行政財産の目的外使用に係る使用料について規定している新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例など4条例についても、改正後の本条例の規定を準用する規定を加える等、今回の改正条例附則において、所要の改正をしている。なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第14号、新居浜市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について。改正の内容についてであるが、本則中、副市長の定数を1人から2人に改正するものである。副市長の事務分担については、一人を統括副市長として市政全般の統括を行うこととし、もう一人を特命副市長として、本市の重要な行政課題等を所管することとしている。なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第15号、新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。改正の内容であるが、別表において特別職の給料月額を規定しているが、副市長を二人体制にするに伴い、その職責及び権限に応じた給料月額を定めようとするものであり、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき、統括をつかさどる副市長にあっては、現副市長と同額の81万円、特命事項をつかさどる副市長にあっては71万円にしようとするものである。なお、この条例は、新居浜市副市長定数条例の一部を改正する条例の施行の日に合わせ、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出予定の人事議案については、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてである。新居浜市固定資産評価審査委員会の委員、宇都宮正俊氏は、平成21年4月1日をも

って任期が満了するので、新たに委員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。

＜福祉部総括次長＞

議案第7号から第9号について説明する。

まず、議案第7号、新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、条例第3条に規定する被保険者としない者について、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成21年4月1日から施行され、小規模住居型児童養育事業が開始されることから、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童を追加するものである。現在、条例第3条に規定されている児童については、児童福祉法の規定により児童福祉施設入所または里親への委託に要する費用を公費により支弁することになっている。医療費についても、直接児童に使われる経費として取り扱われることから、全額、国2分の1、県2分の1の公費負担となっている。今回の改正により追加される小規模住居型児童養育事業に委託される児童についても、同様に適用されるものである。なお、本市には、同事業に該当する児童はない。この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第8号、新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。まず、介護認定審査会委員の負担を軽減するために、第3条中の介護認定審査会委員の定数を「30人」から「35人以内」に改正するものである。次に介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとに行う保険料率の見直しに係るものである。今回は、平成21年度から平成23年度までの第4期3年間の保険料率を改正するものである。改正の内容としては、第5条第1項第1号から第7号までに規定する平成21年度から平成23年度までの所得の段階に応じた保険料率について、第1号「27,500円」を「30,100円」、第2号「27,500円」を「30,100円」、第3号「38,500円」を「45,100円」、第4号「55,000円」を「60,200円」、第5号「68,700円」を「75,200円」、第6号「82,500円」を「90,300円」、第7号「90,700円」を「105,300円」とし、同条第2項及び第3項の「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」とし、第3項の市が定める合計所得金額を「300万円」から「350万円」に改めるものである。この他、平成21年度から平成23年度までの第4期の保険料を設定するに当たり、「市町村民税が課税されている者がいる世帯に属するが、本人は非課税でかつ公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方」に対して保険料負担段階の保険料率が軽減できるよう、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が昨年10月に公布され、本年4月1日から施行される。これに伴い、本市においては、現行では第4段階のこの条件に該当する方に対する保険料の軽減を行うこととした。今回の改正附則第3項として、第5条第1項の規定にかかわらず、この条件に該当する方については、保険料率「60,200円」を「51,100円」に軽減するものである。なお、今回の平成21年度から平成23年度までの3年間の保険料率の改正については、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う、第1号被保険者の介護保険料の上昇分を抑制するために交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を充当することにより、保険料率の軽減を図っている。この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第9号、新居浜市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。平成20年

10月30日に政府与党会議、経済対策閣僚会議合同会議により決定された生活対策において、介護報酬改定等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的に、当該対策の財政措置として介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付される受け皿として、新たに基金を設置するため、条例を制定しようとするものである。条例の内容としては、第1条では設置の目的、第2条では基金の額、第3条では基金の管理方法、第4条では基金の運用から生ずる利益の処理方法、第5条では財政上必要がある場合、基金の繰替運用ができること、第6条では基金の処分について、第7条では条例の施行に関する必要事項の委任についてそれぞれ定めるものである。また、当該財政措置は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画に限定されていることから、公布の日から施行し、平成24年3月31日をもって効力を失うこととしたと考えている。

<環境部長>

議案第10号、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明する。まず、第1条についてである。エアコン、冷蔵庫などの特定家庭用機器については、平成13年4月の家電リサイクル法の施行に伴い、引取り業者がいない場合は、市がリサイクル料金とは別に収集及び運搬に関する手数料を徴収し、引き取っていた。その後、ほぼ8年が経過し、本制度も定着し、現在は、家電小売業者が引取り義務のない特定家庭用機器についても引取りを行うようになっている。このようなことから、特定家庭用機器については、市の収集品目から除外することとし、別表第2で定めている大型ごみ収集等手数料の規定を削除しようとするものである。次に、第2条としては、ごみステーションに排出された資源化物の持去り行為の禁止についてである。この一年間、資源化物の持去りが多発しており、ごみステーションを管理していただいている自治会や市民の皆様から管理や交通安全に支障が出ている等の苦情が寄せられていることから、資源ごみの持去りを禁止するため、条例の一部を改正しようとするものである。改正内容としては、第7条を新たに加え、資源化の対象となる物を収集し、運搬することを禁止し、違反した者に対しては、行わないように命ずることができるようとするものである。さらに、第15条及び第16条を追加し、これらの命令に従わない者は、20万円以下の罰金に処することができるようになるものである。なお、特定家庭用機器の規定については平成21年4月1日から、持去り禁止の規定については同年10月1日から施行したいと考えている。

<水道局長>

議案第26号、第27号について説明する。

まず、議案第26号、平成21年度新居浜市水道事業会計予算について。経営の基本としては、人口と一戸あたりの使用水量が減少傾向にあることから、水道料金収入は、今後、微減傾向で推移するものと予測している。このような中で、急激な料金値上げや企業債へ過度に依存することなく、経営の改善に努め、財源を確保しながら施設の整備を着実に実施し、安心・安全で安定した給水を確保していくこととしている。予算の中身であるが、事業の基本となる業務の予定量は、53,158戸の使用者に、1日平均40,996m³、年間1,496万3,636m³を給水する計画である。財政収支について、収益的収入及び支出は、経営に要する費用は18億1,986万7千円で、これを賄う収益は19億894万5千円で、差引、8,907万8千円の純利益を見込んだ予算と

なっている。資本的収入及び支出については、企業債、工事分担金など2億6,551万円の収入に対し、建設改良費8億6,895万8千円及び企業債償還金2億6,769万4千円の11億3,665万2千円の支出となっており、差引不足額8億7,114万2千円は、損益勘定留保資金等で補てんすることにしている。建設改良費では、新山根配水池及び船木配水池の築造に向けた取組みや下水道、道路、土地画整理事業に関連する配水管布設替工事等を予定している。収益的支出と資本的支出を合わせた歳出予算の規模は29億5,651万9千円となっており、平成20年度と比較して、1億1,019万5千円、3.6%減少している。減少の要因は、企業債の繰上償還金について、平成20年度は2億9,340万9千円を予算計上し、これでもって繰上償還が完了したため、平成21年度は繰上償還金の措置をしなかったためである。繰上償還金を除いた比較では、平成21年度は1億8,321万4千円、6.6%の増となっている。

次に、議案第27号、平成21年度新居浜市工業用水道事業会計予算について。業務の予定量は、住友企業3事業所へ日量46,600m³の給水を予定している。収益的収支では、事業収益2億3,523万円、事業費用1億9,347万2千円、差引4,175万8千円の純利益を見込んでいる。資本的収支では、1億500万円の工事分担金収入に対し、支出が2億4,712万1千円で、差引不足額2億3,212万1千円は損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。施設整備計画としては、鹿森ダム改良工事負担金のほか、土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事、その延長線上にあるJR敷地内の配水管布設替工事を予定している。収益的支出と資本的支出を合わせた予算総額は、4億4,059万3千円で、対前年度比1億84万8千円、29.7%の増となっている。

- 市長 総務部長。議案第6号についての確認であるが、これで、体育館とか、全ての自動販売機の使用料が、一律に算定されることとなるのか。
- 総務部長 そうである。市の行政財産に設置している自動販売機については、全てを対象として、この算定方法で使用料を決めることとなる。
- 市長 公園にある自動販売機もか。
- 総務部長 附則にあるが、都市公園条例の一部改正ということで、行政財産使用料条例の規程を準用することになる。
- 市長 全ての自動販売機の使用料が、統一できるということか。
- 総務部長 このような形で基準を作ったが、減免規定は規定として生きているので、それが必要性に応じて、減免することは可能である。
- 副市長 では、今回の改正で基準はできたが、実際の使用料がどうなるかは、現段階ではわかつていないということか。
- 総務部長 はい。個々の施設の管理者が判断することになる。
- 市長 議案として提出する以上、詳細を把握しておかなければならぬ。本会議までに、個々の自動販売機の使用料がどうなるのかを調べておいてほしい。
- 総務部長 はい。
- 市長 それと、議案第5号についてであるが、これで、昼休みが、また12時からとなる

のか。

総務部長 そうである。

市長 他に質問等あるか。よろしいか。

では、次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について（関係部局）

市長 議会答弁課題の進捗状況報告について、今回、特に報告が必要と考える項目について、項目を絞って簡潔に説明をお願いする。企画部から、順番に説明をお願いする。

<別添資料、議会答弁課題進捗状況一覧表に沿って説明>

<企画部長>

企画部からは、3件報告する。

まず、17番の近代化産業ロマンの息づくまちづくりについて。近代化産業遺産を活かした博物館都市の形成ということで、旧山根製錬所煙突、マイントピア別子の鉱山鉄道が走っている端出場鉄橋と中尾トンネル、それと、現在、マイントピア別子に移設されている旧泉寿亭、これらについて、登録有形文化財の申請を、先般、教育委員会から行った。今後引き続いて、端出場水力発電所の申請について検討していきたい。

次に、44番の（駅前）民間事業者の開発方針について。駅前の大街区への商業施設の誘致ということであるが、これについては、地権者を中心とした土地利用調整会議を設置し、事業者によるプレゼンテーションの実施等を行ない、現在、進出事業者の選定を進めており、本年3月末を目標として決定していきたいと考えている。

次に、48番のふるさと納税について。ふるさと納税として、寄附誘導策を検討するとしていた。昨年11月に啓発用チラシを作成し、関係各所に配布、寄附への啓発をお願いした。2月6日現在、寄附申出者は16人で、寄附金総額は176万円となっている。県内各市と比較すると、若干低いという状況であるが、今後も引き続いて、積極的な広報活動等を行っていくが、寄附者への贈呈品の決定やチラシを作成し配布したということで、一応、完了ということにさせていただきたい。

<総務部長>

総務部からは、2件報告する。

まず、27番の自動販売機設置の統一基準策定について。関係課所を構成メンバーとする自動販売機設置基準策定委員会を設置して、検討を重ねてきたが、先ほど、説明したとおり、新居浜市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を3月議会に提出することとしており、これにより、自動販売機の設置に係る使用料については、全序的に統一した基準で決定することとなる。

次に、28番の公益通報に係る職員や市民の相談窓口について。府内ネットワークポータル画面の総務事務マニュアルに公益通報関連の目次を設定し、新居浜市職員等の公益通報に関する要綱、公益通報処理に係るフローチャート、公益通報制度の概要を掲載するとともに、2月9日、課所長宛に、公益通報制度の周知徹底についてメールを送信し、周知と対応をお願いしている。今後とも、機会を捉え、周知を図っていきたいと考えている。

<福祉部総括次長>

福祉部からは、2件報告する。

まず、13番の児童福祉課、保育士、保護者のコミュニケーションを深めるシステムづくりについて。答弁内容の第1は、第三者評価制度をともに創り上げていくということで、平成20年4

月に民間移管した新居浜八雲保育園の保護者を対象に、保護者評価アンケートを12月に実施した。今後の見通しとしては、平成20年4月から民間移管を実施し、1年を経過して運営実績が明らかになった平成21年度以降、愛媛県福祉サービス第三者評価制度を利用して、各民間移管保育所の第三者評価を実施することとしている。答弁内容その2は、児童福祉課への保育士の配置も今後の検討課題とするということで、対応内容としては、平成20年度から児童福祉課を保育係・子育て支援係・母子児童係の3係体制とし、子育て支援係に保育園長職を配置、子育て支援業務の充実を図っている。今後の見通しとしては、平成20年度以降についても、子育て支援業務の充実及び民間移管後的人的サポートのため、児童福祉課への保育士の配置増員に向け、引き続き、人事課と協議していくこととしている。

次に、32番の要介護者の障害者控除認定について。答弁内容は、県内の他市町の実施状況を調査研究するなど、障害者控除対象者の判断基準について検討するということである。今後の見通しとしては、平成21年度の早い時期に障害者控除対象者の判断基準について、基本的な考え方を決定したいと考えている。

<市民部長>

市民部からは、7件、簡単に報告する。

まず、10番の男女共同参画と人権、11番の女性の参画促進について。後ほど連絡事項でも申し上げるが、今後も50%の参画率に向けて、各担当課の協力を求めることにしている。

次に、14番の新居浜国際交流基本計画の見直しについて。これも後ほど連絡事項でご説明するが、今年度、新居浜市国際化基本計画を策定することとしている。

次に、23番のワンストップサービスについて。今年度、プロジェクト会議とワーキンググループの検討を続けている。この庁議後もプロジェクト会議を開催するが、見通しとしては、2月下旬から軽易な事務、例えば転入届け出時に、転入者について、ごみ収集カレンダー配布業務や児童手当の新規認定請求事務など、ごみ減量課、児童福祉課、福祉課、市民課の4課の14事務について、市民課の2番窓口で、ワンストップサービスを開始する。また、4月から、住民異動に関するフロアマネージャーを配置して、来庁した市民で、迷っておられる方や申請書の書き方がわからず困っている方などに、適切な案内、対応を行うことの検討を、現在しているところである。

次に、26番の消費者行政について。今後の国の消費者庁設置法案や消費者安全法案の審議に留意しながら、本市の消費者センター設置の方向性を検討していく。

次に、28番のセクハラ・パワハラへの相談窓口と対策について。商工労政課、広報相談課、男女共同参画課で事務分担を決めて対応するよう鋭意検討中である。

最後に、29番の職員や市民の相談窓口について。先程、総務部長からも報告があったが、市民部としては、外部の新居浜市公益通報処理要領の周知徹底について、職員への周知や市民への広報を一部実施し、今後においても広報に努めていきたいと考えている。

<環境部長>

環境部からは、2件報告する。

まず、1番の道路の雨水排水について。東雲地区の雨水排水を国領川へ放流する計画を進める

ということで、平成20年度に流入施設の設計を完了し、21年度に施行予定となっている。その他、集水施設の設計も実施する予定で、幹線管渠の整備は完了しており、平成21年度以降で面整備施設を整備していくこととしている。放流計画は、ほぼ見通しがついたので、答弁課題としては終了とする。

次に、7番のごみ有料化について。市民の意見を踏まえ、議会での議論をいただき判断するとしていたが、平成21年10月からの実施は見送りすることとし、今後は、分別方法の変更や減量対策を先行実施し、第5次長期総合計画の中で方向付けを行いたい。

<建設部長>

建設部からは、状況報告と完了としたい項目2項目を含む5項目について、説明する。

まず、完了としたい2項目について、説明する。

3番の新市計画の見通しについて。これは別子山活性化推進住宅整備事業についてであるが、昨年に会派説明を行い、12月議会で予算補正を行った。そういう中で、用地測量は実施し、土地鑑定評価をもとに土地所有者の方のご理解も得ている。今年度内の用地取得、所有権移転ができる見通しとなっていることから、完了としたいと考えている。

次に、29番の道路整備について。永年の懸案であった水路改修を前提とした市道松の木東雲線高津小学校西側の南北道路の関係であるが、この整備については、関係者等の理解も得られ、今年度より、既に下流から整備に着手をしており、引き続き、順次、南の方に向いて整備する計画していることから、完了としたいと考えている。

次に、答弁課題の進捗状況について説明する。

25番の国領川河川敷公園の関係について。関連番号として14番、20番があるが、河川堤防の階段化については、現河積、つまり通水断面を確保するということで、平形橋下流の左岸約200m部分での整備について、河川課との基本的な協議が整ったので、便益施設等を含めた各施設整備の来年度からの本格実施に向けて、整備計画の内容、いわゆる、実施の順序や範囲、施設の構造、事業費等について、詳細に関係各課、関係機関等と十分協議をしていくこととしている。懸案の河川の占用許可についても、河川課との協議も順調に進んでおり、少し難儀はしているが、本年度内には申請を行うことで作業を進めている。これに伴って、利用者協議会については、継続して実施する予定としている。

次に、32番の市民文化センター及び中央公園東側路上の駐車スペースについて。新居浜警察署交通課との協議が、一部についてではあるが整い、中央公園東側部分についてのみ、駐車可を廃止して歩道と車道の分離を行うこととなった。交差点部分については右折レーンを設置するなど、歩行者の安全確保を図っていきたいと考えている。なお、現状の変更周知については少し時間をかけ、工期としては21年度に整備をしたいと考えている。

最後に、36番の公園の緑化について。先の12月議会にて大石議員さんからご提案いただいた公園広場の芝生化については、地域、地元の管理を前提として、低コストの鳥取方式を紹介し、地元と協議が整えば、平成21年度に実験的に取り組みたいと考えている。

<水道局長>

水道局からは、新山根配水池について報告する。造成分の土地の活用をどうするのかということであったが、一番問題になっていたのは、造成部分を通っている中央構造線による地震の影響である。平成20年12月19日に、この断層についての調査を委託していた愛媛大学の防災情報研究センターから評価をいただいたが、その内容は、今後100年間は、中央構造線に関与する地震による破壊、破損は生じないものと判断されるというものであった。このため、新たな配水池を建設すべく、平成21年度予算に調査費2,200万円を計上している。その中で、土木工学的な項目とか、上部給水区の給水体系などのソフト的なもの、これらを再度検証して、建設できるという確信の中で、詳細設計を行いたいと考えている。

＜教育委員会事務局長＞

教育委員会からは1件、6番の移動図書館ステーションの見直しについて報告する。市役所と上部支所に移動図書館ステーションを設置できないかということで、平成20年度の図書館システム変更に併せて全体の見直しを行った。上部支所については駐車スペースの確保が困難であり、市役所については、現在の金子小学校のステーションエリア内であり、どちらが良いか検討したが、小学校の利用が多いということで、市役所には設置しないということにしている。なお、今年の見直しの中で、平成21年4月から、一部小学校の昼休み巡回や福祉施設等にも新たにステーションを設置するなど、一人でも多くの方に利用していただけるようにしたいと考えている。

市長 以上のとおりであるが、質問等あるか。

ないようなら、次の議題に移る。

（3）平成21年度施政方針（案）について（企画部）

市長 平成21年度施政方針（案）について、企画部から説明をお願いする。

＜企画部長＞

平成21年度施政方針（案）については、前回の序議で、確認や訂正のお願いし、その後、訂正された案を元に、市長とも協議しながら、各部局と事務局とで最終の詰めをさせていただき、今、画面に出ている最終案を作成した。

前回の序議でもご説明したが、「はじめに」と「おわりに」の部分が入った全文については、議会の開会当日に配布し、市長が所信を申し上げるということになる。

本日は、個々の内容説明については省略させていただくが、事前に、概要版をお配りしており、既に確認していただいていると思う。なお、市長の指示で、新型インフルエンザの発生に備えた対応についての一文を追加させていただいている。

以上、簡単な説明で申し訳ないが、本日の午前中までなら、変更も可能であるので、ご意見をいただきたい。

市長 最終案の概要版については、既にご欄いただいていると思うが、何か意見、質問等あるか。ないようなら、午前中までは変更可能ということなので、再度確認していただきたい。訂正がなき場合は、この最終案で決定ということとする。

本日の議題は以上である。連絡事項に移る。

3 連絡事項

（1）平成21年度定員適正化計画について（総務部）

市長 平成21年度定員適正化計画について、総務部から説明をお願いする。

＜別添資料、平成21年度定員適正化計画関係資料に沿って説明＞

＜総務部長＞

平成21年度の定員適正化計画について、ご説明する。

まず、お手元に配布している年次別定員適正化計画書の最後のページ、18ページをご覧いただきたい。

平成21年4月1日の職員数は、908人を予定している。この人数は、平成20年度当初の927人と比較して19人の減員となっており、増減内訳としては、退職者が再任用の退職者1人を含め、36人に対し、新規採用者数は、再任用職員3人を含め、17人となっている。なお、平成17年4月1日の職員数965人と比較すると57人の減員となっており、集中改革プランに基づく平成22年4月1日までの削減目標値の49人と比較して、8人上回っている。このような中で、障害のある子供に対する発達支援の本格的な取り組み、児童養育の専門相談業務などの事業拡充への対応も必要となっている。これらに対応するため、平成21年度の各部局の定員を算定するにあたっては、事業完了による減員、事務量の減少、事務量査定等による減員等により対応している。従って、平成21年度の計画では、数課からの職員数の減をお願いし、一方、増員要望のあった課所においても、一部の課所にしか増員できないという状況となっている。是非、ご協力を願うとともに、各部局長におかれましては、限られた人材を一層、効果効率的に活用していただくよう、重ねてお願いを申し上げる。

それでは、部局ごとに変更のあった課所について説明するので、1ページから順次お目通しいただきたい。

まず、企画部については、総合政策課が10カ年担当事務の財政課への移管により1人の減とともに、財政課が1人の増、情報政策課が基幹業務システム導入事務完了により1人の減となっている。

次に、総務部については、人事課が人事課付け職員の増により1人の増となっている。

次に、福祉部については、福祉課が発達支援準備室との兼務職員の解任により1人の減、介護福祉課が在籍型出向職員の退職により1人の減、児童福祉課が児童養育の専門相談業務及び清光寮の増員により2人の増、保育園については退職者不補充及び児童福祉課への保育士の配置などにより8人の減、国保課が1人の減、後期高齢者医療広域連合が派遣中止により1人の減、保健センターが発達支援準備室との兼務職員の解任により1人の減、東新学園が退職者不補充により1人の減となっている。なお、介護福祉課、国保課については非常勤職員、東新学園については短時間勤務の再任用職員での対応を考えている。

次に、市民部については、川東支所が1人の減となっているが、臨時職員での対応を考えている。

次に、環境部については、環境保全課が斎場の指定管理者制度の導入により1人の減、下水道建設課が事務量査定により1人の減となっている。

次に、経済部については、増減はない。

次に、建設部については、区画整理課が事務量の減により1人の減、道路課が事務量の減により

1人の減となっている。

次に、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局については、増減はない。

次に、教育委員会事務局については、学校教育課が1人の減、発達支援課が5人の増、公民館が地域主導型公民館への移行等により3人の減、王子幼稚園が退職者不補充により1人の減となっている。なお、学校教育課及び王子幼稚園については臨時職員での対応を考えている。

次に、消防本部については、退職者不補充により2人の減となっている。

次に、港務局事務局、水道局、土地開発公社については、増減はない。

以上、説明申し上げたが、お手元の年次別定員適正化計画に記載している各課の定員数については、正規職員の配置予定人員であり、今の説明の中で申し上げたように、必要に応じ臨時職員等を配置することにより、業務に支障が出ないように対応する予定にしている。不明な点があれば、人事課へ問い合わせていただきたい。

なお、退職者の再任用等で正規職員の配置が変更される場合があるので、ご承知をお願いする。また、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更していただいてかまわないと、変更する場合は、変更内容を人事課へ文書で2月20日金曜日までに提出をお願いする。

市長 何か、質問等あるか。

環境部長 昨年5月に新居浜市定員適正化計画を出しているが、平成22年度までの削減人数を55人としているが、現時点で、それ以上に減らされている。このあたりは、どうなっているのか。

総務部長 定員適正化計画については、例年、今の時期に、翌年度の定員について精査をして、その後、5月に定員適正化計画を策定し、それで進めるといったような形で行っている。次の定員適正化計画を策定する中で、毎年、事務量調査を行っているが、その結果、事務量査定の中で減少するということもありえるということである。

市長 去年の5月の計画から減員となったのは、定年、勧奨退職以外の普通退職が主な原因であろう。

総務部長 そうである。

環境部長 環境部もそうだが、各部局も事務量が増えていると思う。このような中の、今回の減員は非常に厳しい。部内で相談したい。

市長 全体での定員数、各部局の人数は変えることはできないが、部局内の課の人員は部局長の判断で変更可能であるため、部局内で協議していただきたい。よろしくお願ひする。

次の連絡事項に移る

(2) 新居浜市国際化基本計画（案）について（市民部）

市長 新居浜市国際化基本計画（案）について、市民部から説明をお願いする。

＜別添資料、新居浜市国際化基本計画（案）関係資料に沿って説明＞

＜市民部長＞

新居浜市国際化基本計画（案）について、ご説明する。

本年度、公募委員2人を含む25人の庁外委員で構成する新居浜市国際都市づくり委員会を3回開催し、今回提案している新居浜市国際化基本計画（案）を策定した。パブリックコメントや府内職員の意見募集等も実施したが、その内容等について簡単に説明する。

まず、国際化推進の流れについてである。今まで、本市は、平成4年に国際交流に重点を置いた新居浜市国際交流基本計画を基に、国際化を推進してきた。しかし、ご覧のように本市においても外国人登録人数が大幅に増え、また、今後もますます増えていくと予想される。

そこで、「地方公共団体に求められるもの」としては、赤で囲んだ部分でまとめている多文化共生の地域づくりが求められており、このことを十分加味した国際化基本計画が必要となってきたている。

国際化基本計画（案）策定までの経緯については、先に申し上げたとおりであるが、パブリックコメント等については、意見はなかった。

この案を作る時に、市内に登録をしている外国人と、市内・小中学校全校、外国人研修生を受入れている企業にアンケートをとった。外国人アンケートからは、特に日本語ができないことによる弊害が多く挙げられた。その他、防災関係、いじめなど、ご覧のような問題があった。次に、小・中学校のアンケートからは、日本語支援の必要な児童も若干名おり、日本語支援、また、外国人との交流機会を増やすことが課題といえる。また、外国人研修生・実習生受入れ企業からも、言葉の違いによる弊害などが挙げられた。

新しい国際化基本計画のポイントとして、1点目は、以前の国際化の柱であった国際交流、国際協力に加え、多文化共生に重点をおき、市民も外国人も仲良く生活できることを目標にした。2点目は、市民みんなで国際化を推進する協働という視点から、行政、民間団体、地域の連携に力を入れた。

この計画は、21年度から25年度を期間としている。基本計画の進め方としては、まず、基本計画に沿った具体的施策を整理し、年度ごとに、新居浜市国際都市づくり委員会や新居浜市国際化推進委員会において、それらの進捗状況や評価をしていく予定にしている。

今考えられる範囲の予算の必要な施策については、今画面に出ているようなものが考えられる。

今後、各部のご協力をいただきながら、具体的に進めてまいりたいと考えているので、よろしくお願ひする。

市長 以上のようなことであるが、よろしいか。

次の連絡事項に移る

（3）新居浜市人権施策基本方針（案）について（市民部）

市長 新居浜市人権施策基本方針（案）について、市民部から説明をお願いする。

＜別添資料、新居浜市人権施策基本方針（案）関係資料に沿って説明＞

＜市民部長＞

新居浜市人権施策基本方針（案）について、概要ではあるが、資料に基づき、ご報告する。

新居浜市人権施策基本方針（案）は、公募委員を含む新居浜市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聞きながら、昨年5月から8回の会議を開催し、まとめたものである。パブリックコメントや職員から、3人38件のご意見をいただいたが、それらの意見も勘案しながら策定した。

この基本方針の必要性については、平成19年3月30日付けで公布、施行された新居浜市人権尊重のまちづくり条例第8条に基づき策定をするものであるが、人権侵害をなくすため、市民とともに考え、人権施策を今後どう展開していくのかという基本的な方向を示すために、策定するものである。

次に、基本方針の性格、特徴であるが、次の三点をあげている。一つは、平等の重要性と人権の普遍性を基盤にした人権教育・啓発・擁護を総合的に推進していくことを示したこと。二つ目は、市民自らが人権尊重の担い手であるという認識を持つことが大変重要であるが、県、市町や関係団体、市民等と協働した取組みを進めていくための基本的な考え方を示したこと。三つ目には、市が推進するあらゆる行政分野において、準拠すべき基本方針として人権尊重の理念を尊重させていくことを示したことである。

次に、基本理念であるが、本来、新居浜市人権尊重のまちづくり条例は理念としての位置付けてあるが、この条例を踏まえ、より具現化を目指そうとするものであり、を目指そうとする社会は、「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる社会」つまり、さまざまな文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれの主体性を保ちながら、あらゆる垣根を越えて、温かい心で交わり合い、来て良かった新居浜市、住んで良かった新居浜市の実現を目指すものである。なお、人権を取り巻く社会情勢の変化などで、新たに発生する人権課題に対応するため、この基本方針は5年後の2013年（平成25）に見直しを行うこととしている。

次に、総合的な施策の推進として、「人権施策の推進方針」と「課題別人権に関する現状と基本方向」をそれぞれ謳っている。まず、人権施策の推進方針であるが、一つは、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進である。あらゆる場、つまり、学校や職場、家庭、地域社会、そして公務員、福祉関係者の特定職業まで、市民参加型の啓発活動を推進していくとするものである。二つ目は、人権教育に取り組む指導者等の人材育成の推進である。人権を日常生活の中に定着させていくためには、人権教育に広く参加できるよう環境を整えることが重要な一つである、もう一つ、指導者の果たす役割は大変重要であることから、人材育成の推進に努めるものである。三つ目は、人権救済体制の早期確立である。人権尊重のまちづくりを進めるためには、人権が侵害された場合の救済制度の構築は不可欠であると考えている。平成14年3月に人権擁護法案が国会に提出されたが、まだ成立していない。しかしながら、今後の推移を見ながら、相談、助言など、市が実施可能な人権擁護体制の充実を図るとしている。

次に、課題別人権に対する現状と基本方向であるが、人権課題とされる13項目について、それぞれ現状と課題そして基本方向を示したものである。

次に、推進体制の充実であるが、次の3点をあげている。まず、一つは、この基本方針の推進にあたっては、人権施策の推進に関する事項を調査・審議する新居浜市人権尊重のまちづくり審議会が、基本方針の適正な進行管理など今後重要な役割を果たすことになるものと考えている。二つ目は、国、県及び他市町との連携である。それぞれの役割に応じて協力連携しながら、基本方針の推進に努めようとするものである。三つ目は、市民、企業、NPOなどとの協働である。人権意識の高揚や人権擁護の推進は、行政だけでなく、市民や企業、NPOなど、本来、自主的、主体的な活

動が必要であるが、これらの活動と連携を図り、情報の提供やその活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めようとするものである。

次に、最後のページになるが、人権が尊重されるまちづくりの方向として、今までご報告申し上げたものを体系図としてお示したるものである。

市長 「障がい者」という表現であるが、「がい」について、ひらがなと漢字の「害」が使われているが、統一できているのか。

市民部長 パブリックコメントの中でも意見があつたので、現在、福祉課と相談しているところである。その結果を踏まえて、最終的にまとめたいと考えている。

市長 条例上と対外的なもので、表現を統一している市町村もある。「害」は、本人に害があると受けとめられるということで、ひらがな表現としているところがある。「子ども」も同じである。漢字の「供」は、「お供をする」の「供」であり、子どもを見るということで、ひらがなを使っている。

福祉部、教育委員会を含めて統一していきたいと考えているので、よろしくお願ひする。

次の連絡事項に移る

(4) 委員会・審議会等への女性の登用促進について（市民部）

市長 委員会・審議会等への女性の登用促進について、市民部から説明をお願いする。

＜別添資料、委員会等女性登用促進関係資料に沿って説明＞

＜市民部長＞

委員会・審議会等への女性の登用促進についてのお願いであるが、本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策・方針決定の場へ反映させるため、審議会等への女性の登用を促進し、女性の参画率を高めるよう努めているところである。

第四次長期総合計画における平成22年度、最終年度までの目標参画率は、50%である。平成20年4月1日の参画率は29.5%、20年10月1日では29.6%となっており、0.1ポイント上昇しているが、平成17年度の中間年度の目標であった30%もクリアできていない。

なお、環境部・経済部・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局、市民部については、19年度から20年度にかけて率がアップしている。これらの部局におかれでは引き続き、また他部局におかれても一層のご協力をよろしくお願ひする。

については、お配りしている「参画率50%を達成するための具体策」を参考にしていただき、今後、改選にあたっては、最低限女性委員を一人増員する、また、新規選任の際には参画率50%以上になるように配慮して、充て職で委員を選任しないなど、審議会等への女性の登用促進要綱に基づき施行している委員会・審議会等への女性の登用促進について、今後更に積極的な取り組みをお願いする。

市長 以上説明があつたとおり、お願ひする。

次の連絡事項に移る

(5) 予算特別委員会について（企画部）

市長 予算特別委員会について、企画部から説明をお願いする。

＜別添資料、予算特別委員会関係資料に沿って説明＞

＜企画部長＞

今議会から予算特別委員会が設置されることとなっているが、「議会改革調査特別委員会において決定された事項」について、議会から資料をいただいているので、それに沿ってご説明する。

資料1をご覧いただきたい。

ます、1点目としては、平成21年3月定例会における予算議案に対する質疑については、先例のとおり、一般質問時に予算質疑を合わせて行うということである。この背景としては、予算特別委員会が設置されるのであれば、一般質問の時に予算質疑をしなくてよいのではないかという議論があったようである。結論としては、従来どおり、一般質問時に予算質疑を合わせて行うということとなっている。

2点目は、予算特別委員会は午前9時から開会する。

3点目は、予算特別委員会の円滑な運営を図るため、予算特別委員会に議事運営会を設置する。

4点目としては、予算特別委員会審査のための当初予算索引を作成、配布することである。お手元に、平成21年度当初予算索引という資料があるが、これは議会で作成していただくことになる。当初予算参考資料に基づいて作成しており、例えば、議会管理運営費という行政目的であれば、担当課は議会事務局の議事課で、款は議会費で、予算参考資料の6ページに掲載されているといったような索引を作ることとなっている。

5点目であるが、予算特別委員会の審査についてである。これは、資料3をご覧いただきながら説明した方が理解し易いと思う。各グループごとに一般会計の審査するということで、①から⑧まで、それぞれグループ分けをしている。そのグループ単位に説明を行い、質疑することとなる。特別会計についても、その時に行う。なお、①から⑧までは、一般会計に関しては歳出予算についてのみ審査することとなっている。⑧グループの教育委員会まで終わった段階で、質疑が集中した事業について再度審査を行う時間を取る。その後、一般会計の歳入予算の審査を行う。歳入予算の審査が終了した後、一般会計の採決が行われ、その後に、水道局の予算審査を行うというような流れになっている。それぞれのグループの冒頭で、それぞれのグループの予算を説明していくことになるが、例えば、①のグループであれば、議会事務局から監査委員事務局までの6部局であるが、基本的には各部局の総括次長が説明し、その後、質疑を行うこととなる。そして、①グループが終われば、②グループの福祉部が入り説明、審議を行うことになる。説明の内容は、ある程度統一しておく必要があろうかと思っているが、今までの常任委員会での説明の内容でよろしいかと考えている。なお、新規事業や事業の拡充、変更など、この辺りは、必ず、内容の説明が必要かと考えている。その他、主要事業等についてご説明し、質疑を受けるという形になる。また、お手元にA3版の資料をお配りしているが、これは、当初予算の参考資料のコピーである。右端の欄に、実施課が入っており、行政目的に対応して、どの課が担当しているかということを記載しており、予算参考資料については、このような形で整理することとしている。説明するときは、予算参考資料を中心にお願いしたい。議会で索引を作ってもらっているので、予算参考資料を中心に説明すると、議員さんには理解し易くなろうかと思っている。

資料1に返っていただきたい。6点目については、今説明したとおり、議論が集中した事業については一旦保留し、改めて質疑を行うということである。

7点目としては、予算特別委員会の委員長報告については、採決の結果及び質疑が集中した部分、議論の焦点となった部分のみ報告する。

最後に、8点目として、今回の予算特別委員会における決定事項については、今後の予算特別委員会における先例とはならないということである。今回が初めてということで、実際にしてみなければわからない部分があるということで、こういう決定になったのではないかと考えている。

以上で、説明を終える。

市長 議会事務局から、何があるか。

議会事務局議事課長 説明のあった「議会改革調査特別委員会で決定された事項」に関連して、補足をします。

2月6日に議会運営委員会が開催され、その中で、このことに関連して決定・確認された事項がある。まず、決定事項の3番の議事運営会については、定数は7人とされている。次に、4番の当初予算索引については、3月定例会開会日、今年であれば2月23日に配布する。次に、5番の審査の方法に関連して、円滑な審査を行うため、同一事業についての質疑及び関連質疑を集中して行い、この集中審査により当該事業の審査を終了させることとする。このため、審査が終了した事業については逆戻りして、改めて質疑を行うことはできないこととする。この点については、各会派において議員の皆さんに周知をお願いすることとしている。

今回の決定事項は先例とならないと申し上げたように、運営等について改める点があれば見直しを行っていくということである。また、初年度ということで、少なからず混乱が生じることもあるかと思うが、よろしくお願ひしたい。

市長 マイクは使用するのか。

議会事務局議事課長 予算特別委員会の会場については、最終決定ではないが、議員全員協議会室の予定であることから、マイクを使用することとしている。

市長 議員さんも使用できるのか。質問する議員さんにもマイクを使ってもらわないと、聞きづらいことがある。

議会事務局議事課長 マイクの本数を確保できるかどうかの問題があるが、できる限りマイクを使うようにしたい。

市長 回しながらでも、質問する方も答える方も、マイクは必要であると思う。

経済部長 予算特別委員会は、3月定例会のみか。

議会事務局議事課長 そうである。当初予算についてのみ予算特別委員会で審査するということで、補正予算については従来どおり常任委員会に分割付託することとなる。

副市長 確認したいことがある。一般質問では予算質疑を行うが、常任委員会では、当初予算議案の審査は一切できないということか。

議会事務局議事課長 予算を伴う条例議案等については、審査に必要な限度において、予算内容についての質疑も必要最小限は認められる。

副市長 その仕分けは、誰が行うのか。委員長さんか。

- 議会事務局議事課長　　委員長の議事整理により進められる。
- 市民部長　　議事運営会とは、どのような機能を果たすのか。
- 議会事務局議事課長　　議事運営会のイメージとしては、特別委員会の委員が正副議長を除く 26 名と多数であることから、委員長の議事整理だけでは收拾できない場合などに、運営委員に集まってもらって議事運営について協議するものである。具体的な議事運営会の運営方法については、議事運営委員が選出された後に、議事運営会で決めることになっている。
- 市長　　他に質問等あるか。では、初めての試みであり、よろしくお願ひしたい。
あらかじめの連絡事項は以上であるが、他に連絡事項があるか。ないようなら、第 12 回庁議を終わる。